



浅間山に抱かれた高原の町
御代田町

ダイジェスト版

第5次 御代田町長期振興計画 —後期基本計画—



歴史と伝統を守り 真の自立を目指す

文化・高原公園都市 御代田

計画策定にあたり



令和3年3月
御代田町長 小園拓志

御代田町ではこれまで、昭和51年(1976年)に策定した第1次御代田町長期振興計画以来、45年間、計画行政を着実に実行し、人口は現在も増加を続けています。平成に入って最初の平成2年(1990年)国勢調査で11,895人だった人口は、令和2年(2020年)では約15,500人まで増え、人口減少社会にあっても多くの皆さまに選ばれる町となっています。

平成28年(2016年)3月に策定した第5次長期振興計画では、「歴史と伝統を守り 真の自立を目指す 文化・高原公園都市 御代田」を将来像として、目標年度である令和7年度(2025年度)までのまちづくりの方向を定めています。これまで、先人の皆さまのご尽力により築き上げられた財産を大切に、目下、さらに魅力的で誰もが夢を持って幸せに暮らせるまちづくりを進めていきます。

近年、少子高齢化の進展や自然災害の激甚化・頻発化、世界規模で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への対応など、社会情勢は大きく変化し、町民生活にも大きな影響を与えています。

このたび策定した第5次長期振興計画後期基本計画の目標年度は令和7年度ではありますが、上記のような社会情勢も踏まえた中長期的なビジョンに基づいて、将来に大きな影響のある重要な施策を各分野に盛り込んでいます。今後も引き続き、多様化する課題や町民ニーズ、変動する社会情勢に的確に対応するため、本計画に基づく施策を着実に推進し、夢あふれる、御代田らしいまちづくりを目指し、スピード感を持って町政運営に全力を尽くして参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました長期振興計画審議会委員、町議会議員の皆さま、アンケート調査などで貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの町民の皆さまに心より感謝を申し上げますとともに、今後とも計画の実現に向けてご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



計画の役割

- 1 長期的、総合的視野のもとに施策を計画的に実施していく、行政運営の指針としての役割
- 2 まちづくりの最上位計画としての役割
- 3 住民、企業、各種団体等の町内における活動の指針としての役割
- 4 国・県が事業を行うにあたって尊重すべき指針としての役割
- 5 「まちづくりの意志」を町内外に表明する役割

計画の構成

基本構想 (10年計画)

平成28(2016)年4月1日～
令和8(2026)年3月31日

当町の現状の認識及び21世紀の持続性ある振興・発展を基礎として、令和7(2025)年度における望ましい都市像と、これを達成するために必要な施策の大綱を定めています。

基本計画 (5年計画)

前期 平成28(2016)年4月1日～
令和3(2021)年3月31日
後期 令和3(2021)年4月1日～
令和8(2026)年3月31日

基本構想に基づき、施策及び根幹的事業を定めています。また、目標達成のための基本的施策の方向を、総合的かつ体系的に示すものです。
この計画は、社会経済情勢の変化に即応した実効性のあるものにするため、計画期間を5か年として、後期基本計画は令和3(2021)年度を初年度とし、令和7(2025)年度を目標年度とします。

実施計画

基本構想及び基本計画で定められた施策に基づき、具体的に実施する事業計画とその財政見通しを明らかにするために、3か年を計画期間とする実施計画を策定し、各年度の予算編成の指針とします。
この計画は、毎年ローリングを行い実効性のあるものとします。

人口推計

御代田町の人口及び世帯の推計

当町の将来人口推計をコーホート要因法及び当町の社会動態の実績により行った結果、平成27(2015)年に15,184人だった人口が、令和17(2035)年には16,020人に達すると推計されます。

世帯数も人口増加に比例して、令和17(2035)年には7,072世帯まで増加すると推計されます。

人口・世帯数の推移と推計



※平成27年までは実績値。令和2年からは推計値。

歴史と伝統を守り 真の自立を目指す

文化・高原公園都市 御代田

歴史と伝統を守り

先人達の知恵と精神により、築き上げられた現在の御代田町の歴史と伝統を守り、まちづくりを進めていきます。

真の自立を目指す

計画行政により、より一層の行政改革と財政基盤の確立を図ります。また、住民自治の拡充を図り、町民と行政が共同してまちづくりを行い、真の自立を目指します。

文化

「エコールみよた」等の活用により、音楽・芸術鑑賞などとおして文化の振興を図ります。「寒の水」「小田井宿まつり」など地域の伝統文化の伝承に努め、「龍神まつり」を町全体の文化に育て上げます。



1 基本構想のベース

- ① 「自助」・「共助」・「公助」をベースとしたまちづくり
- ② 「安全・安心」をベースとしたまちづくり
- ③ 「小学校区単位」をベースとしたまちづくり
- ④ 「定住・交流」をベースとしたまちづくり

2 自律・協働のまちづくりの理念

行政は、徹底した情報公開を行い、説明責任を果たすことにより、行政全体の透明度を高めます。それに対して、住民は、自らが責任を持った判断・行動により最大限の自助努力を行う姿勢と精神を持つ

てまちづくりを行う必要があります。住民はサービスの受け手であると同時に、地域づくりの担い手として、主体的に活動し、まちづくりを行う必要があります。

3 2万人公園都市構想の理念

まちづくりの根幹を成す理念とし、定住人口・関係人口の増加を図ります。

土地利用の基本方針と構想

町土は町民にとって限られた資源であるとともに、生活及び生産に通ずる諸活動の共通の基盤です。こうした認識に立ち、合理的で快適な都市環境を創造するため、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、各地域の自然的・社会的・経済的条件に配慮して、健康で住み良い生活環境の確保と町域の均衡ある発展を目指して、総合的・計画的に土地利用を推進します。

当町は、図のとおり5つの性格の異なるゾーンから構成されます。都市計画などの個別法との整合性を図りながら、一体的に土地利用を行い、均衡ある町土の発展を図ります。

御代田町土地利用ゾーニングイメージ図



記号	市街地整備ゾーン	田園ゾーン	農業的土地利用調整ゾーン	土地利用調整ゾーン	森林保全ゾーン
区分	市街地整備ゾーン	田園ゾーン	農業的土地利用調整ゾーン	土地利用調整ゾーン	森林保全ゾーン
説明	地域の活性化と良好な市街地環境の形成を図る地域	農用地を中心とし、農業生産の拠点としての機能を高める地域	農業的土地利用から都市的土地利用への遷移が起こり得る地域	人為的利用と自然との緩衝帯として整備する可能性のある地域	水資源のかん養及び防災に留意して、長期的に保護していく地域

I 人と自然が共生し安全で快適なまちをつくりま

当町は、これまで道路網の整備など、生活基盤の整備に力を注いできました。今後も均衡ある発展のため、計画的に基盤整備を進めていきます。また、美しい景観形成に努めていきます。

豊かな自然を守り、快適な生活を送るため、上・下水道施設など生活環境の整備を進めてきました。今後も施設の効率的な管理・運営に努めていきます。また、環境負荷の少ない再生可能エネルギーを有効活用し、自然にやさしい、低炭素まちづくりの実現を目指します。

近年、地震や集中豪雨などによる自然災害が多発しています。町民の生命や財産を守るため、消防・防災体制、防犯体制の一層の充実を図り、安全で安心して生活できるまちを目指します。

1 生活基盤の整備

- ①土地利用計画の遵守
- ②国土地籍調査の推進
- ③道路網整備の推進
- ④公共交通・運輸の充実
- ⑤災害の未然防止
- ⑥景観形成の推進

2 生活環境の整備

- ①住宅整備の確立
- ②上水道整備の推進
- ③汚水処理対策の推進
- ④環境の整備・衛生体制の確立
- ⑤公園・緑地の整備と保全
- ⑥雨水排水の対策と整備
- ⑦地球温暖化防止対策の推進

3 生命財産の保全

- ①消防・防災体制の確立
- ②防犯体制の確立
- ③交通安全の促進

主な事業計画

●立地適正化計画策定事業

▶誰もが安心して快適な生活環境を実現するとともに財政面においても持続可能なまちづくりを実現するため、立地適正化計画を策定します。

●都市再生整備計画事業

▶立地適正化計画に基づき、都市再生整備計画を策定し東原西軽井沢線等の道路の新設・改良や駅周辺の再整備などを実施します。

●農業振興地域整備計画変更事業

▶農業振興を図るべき地域とその他の土地利用を図るべき地域を明確にし、農業振興地域の保全に努めます。



II 町民誰もが希望と安心の持てるまちをつくりま

少子超高齢社会の到来、障がい者を取り巻く厳しい環境、母子・父子家庭の増加などに対応して、社会福祉事業を推進していきます。また、少子化対策として、結婚・妊娠・出産・子育て・教育・仕事の各段階に応じた対策を推進します。

町民が病気を予防して健康を維持できるよう、総合的な健康づくり対策を推進していきます。

少子超高齢社会の到来は、国の社会保障全般に大きな影響を及ぼします。その結果として、町財政に大きな負担を及ぼすこととなります。このため、国民健康保険会計・後期高齢者医療会計・介護保険会計の健全運営に努めていきます。

1 社会福祉の推進

- ①高齢者福祉の充実
- ②障がい者（児）福祉の推進
- ③ひとり親家庭福祉の充実
- ④児童福祉の充実
- ⑤低所得者福祉の推進
- ⑥福祉医療費給付の充実
- ⑦福祉ボランティア活動の推進
- ⑧男女共同参画の推進
- ⑨虐待等の防止
- ⑩少子化対策の推進

2 保健予防対策の推進

- ①生活習慣病予防と健康増進対策の推進
- ②感染症予防対策の推進
- ③母子保健の充実
- ④精神保健の充実

3 国民健康保険会計・後期高齢者医療会計・介護保険会計の健全運営、年金の推進

- ①国民健康保険会計の健全運営
- ②後期高齢者医療会計の健全運営
- ③介護保険会計の健全運営
- ④国民年金の推進

主な事業計画

●子育て支援センター設置事業

▶地域全体で子育てを支援し、子どもや保護者の居場所を確保するため、子育て支援センターを設置します。

●ボランティア地域活動センター設置事業

▶社会福祉協議会にボランティア地域活動センターを設置し、ボランティアの育成と活動の充実強化を図ります。

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

▶保健・医療・介護部門が連携し、保健事業と介護予防を一体的に実施します。

